

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県公営企業局管理規程	ページ
①高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程 〈12・10掲示〉	1
②高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の 一部を改正する規程 〈12・28掲示〉	1
高知県公営企業局訓令	
③高知県企業局処務規程の一部を改正する訓令 〈4・1掲示〉	1
④高知県企業局公文書規程の一部を改正する訓令 〈〃　　〉	3
⑤高知県企業局建設工事監督規程の一部を改正する訓令 〈〃　　〉	6
⑥高知県企業局建設工事検査規程の一部を改正する訓令 〈〃　　〉	6
⑦高知県企業局土木設計等委託業務監督規程の一部を改 正する訓令 〈〃　　〉	6
⑧高知県企業局土木設計等委託業務検査規程の一部を改 正する訓令 〈〃　　〉	6

公営企業局管理規程

高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月10日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第31号

高知県公営企業局公印規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局公印規程(昭和48年高知県企業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「納入通知書」を「納入通知書及び給与所得の源泉徴収票の」に改める。

附則

この規程は、平成19年12月10日から施行する。

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年12月28日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県公営企業局管理規程第32号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当の支給割合)

第5条の2 職員に支給する地域手当の支給割合は、100分の20とする。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

公営企業局訓令

高知県公営企業局訓令第2号

本局
各事業所
各病院

高知県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県企業局処務規程の一部を改正する訓令

高知県企業局処務規程(平成8年8月高知県企業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令達先中

「各事業所」

を

「各事業所

各病院」

に改める。

題名を次のように改める。

高知県公営企業局処務規程

第18条中「所長」を「所属長」に改め、同条を第19条とする。

第17条中「(次条において「所長」という。)」を削り、「企業局長(次条において)」を「高知県公営企業局長(以下)」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「企業局職員就業規程第4条第1項」を「高知県公営企業局職員就業規程第5条第1項」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項中「室内の」を「本局室内の」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「所属長」を「所属長等」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「事業所(高知県企業局組織規程第2条に規定する事業所をいう。第17条において同じ。)」を「事業所若しくは病院」に、「並びに別記第3号様式による住所届(次項において「住所届」という。)を総務課長」を「を、本局又は事業所の職員にあっては総務課長に、病院の職員にあっては事務部長」に改め、同条第2項中「総務課長に届け出、転居したときは住所届を総務課長に提出しなければ」を「、本局又は事業所の職員にあっては総務課長に、病院の職員にあっては事務部長に届け出なければならない」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「別記第2号様式」を「別記第2号様式又は別に定める様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「企業局職員就業規程」を「高知県公営企業局職員就業規程」に、「第7条」を「第23条」に、「第16条」を「第17条」に、「本局(高知県企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)第2条に規定する本局をいう。第12条第1項において同じ。)内」を「本局内」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「登庁時限」を「出勤時限」に、「所属長」を「所属長等」に改め、同条第2項中「登庁時限」を「出勤時限」に改め、同条第3項中「所属長」を「所属長等」に改め、同条を第6条とする。

第4条を削る。

第3条第2項中「総務課」を「総務課又は県立病院課」に改め、同条を第5条とする。

第2条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、同条中「登庁した」を「出勤した」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

2 職員が出張、休暇、研修、職務に専念する義務の免除、休職、停職又は欠勤の場合は、本局及び事業所にあっては所属長、病院にあっては事務部長(以下「所属長等」という。)は、遅滞なくその旨を出勤簿に記載しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、電子的方式により出勤簿を作成する場合は、別に定める方法により出勤簿を整理するものとする。

第1条を第3条とし、第1条及び第2条として次の2条を加える。

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、高知県公営企業局の処務その他について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

<p>(1) 本局 高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第2条に規定する本局をいう。</p> <p>(2) 総務課 高知県公営企業局組織規程第3条に規定する本局の総務課をいう。</p> <p>(3) 事業所 高知県公営企業局組織規程第2条に規定する事業所をいう。</p> <p>(4) 病院 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第2条第5項に規定する県立病院をいう。</p> <p>本則に次の11条を加える。</p> <p>(患者の取扱い)</p> <p>第20条 患者の取扱いについては、懇切丁寧を旨として、迅速かつ確実に処置しなければならない。</p> <p>(当直勤務の種類)</p> <p>第21条 当直勤務の種類は、高知県公営企業局職員就業規程第10条第1項各号に掲げる勤務とする。</p> <p>(当直勤務命令)</p> <p>第22条 当直勤務命令は、別に定める当直勤務命令簿により行うものとする。</p> <p>2 前項の命令は、当該職員が当直勤務を行う日の前日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(当直勤務の交代手続)</p> <p>第23条 当直勤務を命ぜられた職員は、病気その他やむを得ない事情により当直勤務に従事することができなくなったときは、その理由を届け出て、承認を受けなければならぬ。</p> <p>(当直勤務の免除等)</p> <p>第24条 次に掲げる職員に対しては、当直勤務を命じてはならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 院長 (2) 副院長 (3) 事務部長及び事務部次長 (4) 前3号に掲げる者のか、別に定める者</p> <p>(当直業務の処理)</p> <p>第25条 当直勤務を命ぜられた職員は、次に掲げるところにより勤務しなければならない。</p> <p>(1) 緊急に処理する必要があると認める電話又は来訪者があったときは、直ちに関係者又は関係機関にその旨を連絡し、必要な措置をとること。</p> <p>(2) 電話又は来訪者の用件が関係職員の出勤後に処理して差し支えないものについては、別記第3号様式による当直日誌に記載し、当直勤務終了の際に当該職員に連絡し、又は次の当直員に引き継ぐこと。</p> <p>(3) 郵便物等を收受したときは、当直日誌に記載とともに、次により処理し、当直勤務終了の際に公文書主任又は次</p>	<p>の当直員に引き継ぐこと。</p> <p>ア 電報は、親筆のものを除き、直ちに開封し、約字又は略符号のあるものは、その余白に正書し、緊急を要すると認められるものは、速やかに名あて人に送達し、又はその旨を連絡すること。</p> <p>イ 到着の日時が権利の喪失又は変更に關係のある郵便物等であってその旨を表示してあるものは、封筒又は公文書に到着の日時を記載して認印を押すこと。</p> <p>(4) 非常災害その他急迫の事態が発生したときは、局長、院長及び関係機関に直ちに通報するとともに応急の措置をとること。</p> <p>(5) 院長の定める時間及び順路により庁舎等の内外を巡回して、火気、施錠等の異常の有無を点検し、異状を発見したときは、必要な措置をとること。</p> <p>(6) 当直勤務中に処理した事務の概況を、当直日誌に記載すること。</p> <p>(当直員の服務心得)</p> <p>第26条 当直員は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 当直勤務の時間を経過しても事務の引継ぎが終わるまでは、なお当直勤務に従事すること。</p> <p>(2) 勤務中みだりに当直室を離れないこと。</p> <p>(3) 当直室でみだりに火気を使用しないこと。</p> <p>(4) 当直室内は整理整頓し、常に清潔保持に努めること。</p> <p>(火災及び盗難の予防)</p> <p>第27条 局長又は院長は、職員を指揮監督して、特に火災及び盗難の予防に努めなければならない。</p> <p>第28条 局長又は院長は、火災及び盗難の予防について必要な事項を定めるとともに、各種建物又は必要な室に火気取締責任者を選任しなければならない。</p> <p>第29条 前条の火気取締責任者は、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 火災及び盗難発生のおそれがある原因の除去 (2) 火器の使用及び取扱いについての監視 (3) 消火施設の整備及びその定期的な点検 (4) 退庁時の火気の点検 (5) 前各号に掲げるもののか、火災及び盗難の予防に必要な事項</p> <p>(退庁等の手続)</p> <p>第30条 職員が退庁するときは、窓を閉鎖し、火気その他異状の有無を点検するとともに、事業所又は病院にあっては、出入口を施錠しなければならない。</p> <p>別記第1号様式中「第2条、第3条」を削る。</p> <p>別記第2号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に改める。</p> <p>別記第3号様式を次のように改める。</p>	
--	---	--

第3号様式 (第25条関係)

当直日誌

院長		事務部長		
年 月 日 曜日 天候				
当直員の所属名並びに職名及び氏名			㊞	
処理事項	収受郵便物	電報	通	普通小包 箇 速達 通
		書留小包	箇	書留書状 通
	院内取締り	異状の有無		
		異状の内容及び処理経過		
備考				

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

高知県公営企業局訓令第3号

本局
各事業所
各病院

高知県企業局公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日（掲示済）

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

高知県企業局公文書規程の一部を改正する訓令

高知県企業局公文書規程（平成16年4月高知県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令達先中

「各事業所」

を

「各事業所」

各病院

に改める。

題名を次のように改める。

高知県公営企業局公文書規程

目次中「第12条」を「第13条」に、「本局」を「本局等」に、「第13条—第21条」を「第14条—第24条」に、「第22条」を「第25条」に、「第23条」を「第26条」に改める。

第1条中「企業局」を「高知県公営企業局」に改める。

第2条第1号及び第2号中「高知県企業局組織規程」を「高知県公営企業局組織規程」に改め、同条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 病院 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第2条第5項に規定する県立病院をいう。

第3条第1項中「及び事業所」を「並びに事業所及び病院」に改め、同条第2項中「総務班長を置く課にあっては総務班長、総務班長を置かない課にあっては」を削り、同条第3項中「の公文書主任」を「又は病院の公文書主任」に、「所長」を「所長」という。又は当該病院の長（以下「院長」に改め、同条第4項中「所長」を「所長若しくは院長」に改める。

第4条第3号ア及びイ中「事業所」を「事業所、病院」に改め、同条第4号中サをスとし、コをシとし、ケをサとし、クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 進達（経由すべきものとされている申請書、願書等を国又は県の機関に送達するもの）

ケ 副申（申請書、願書等を進達する場合に意見を付け、国又は県の機関に送達するもの）

第4条第5号中「契約書」を「契約書、決定書、請願書」に改める。

第5条第2項中「所長」を「所長若しくは院長」に、「報告して」を「報告をして、」に改める。

第4章中第23条を第26条とする。

第3章中第22条を第25条とする。

第21条第1項中「第19条」を「第22条」に、「主務課長」を「主務課長又は院長」に改め、第2章中同条を第24条とする。

第20条中「別記第8号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第23条とする。

第19条を第22条とし、同条の前に次の1条を加える。

(病院の公文書の整理及び保管)

第21条 病院の公文書主任は、毎年度当初に、病院の公文書の整理及び保管のために別記第8号様式による公文書分類表を作成しなければならない。

- 2 完結公文書は、前項の公文書分類表の区分に従って整理及び保管をしなければならない。
- 3 未処理公文書は、常に一定の場所に整理及び保管をし、その所在を明らかにしておかなければならぬ。
- 4 前3項に規定するもののほか、公文書の整理及び保管の方法その他必要な事項は、別に定める。

第18条を第20条とする。

第17条第2項中「総務課長」を「公文書主任」に、「記載し、主務課に返付しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

3 公文書（信書を除く。）等の送達は、合理的な場合に限り、これを運送営業者に委託することができる。

第16条第3項中「に関係のある事案は、当該課長」を「（病院にあっては部門。以下同じ。）に関係のある公文書は、当該課」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（合議の調整）

第18条 前条第3項又は第4項の規定により公文書を合議した場合において、関係の課又は企業出納員の意見が異なるときは、上司の指示を受けなければならない。

第15条を第16条とする。

第14条中「公文書主任」を「本局の公文書主任」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「本局」を「本局又は病院」に、「総務課」を「本局にあっては総務課、病院にあっては公文書主任」に改め、同項第1号中「課長以上の職にある者」を「本局の課長以上の職にある者又は院長若しくは病院」に、「当該事務」を「、本局にあっては当該事務」に、「公文書主任」を「公文書主任、病院にあっては主務部門（以下「部門」という。）」に改め、同項第2号中「企業局長」を「高知県公営企業局長」に、「は総務課長に、その他のもの」を「あっては総務課長に、院長あてのものにあっては事務部長に、その他のものにあって」に改め、同項第3号中「局長あてのもの」を「局長又は院長あてのものにあって」に、「その他のもの」を「その他のものにあって」に、「主務課の公文書主任」を「、主務課の公文書主任、部門」に改め、同項第5号中「は総務課長に、その他のもの」を「あっては総務課長に、院長あての親展電報にあっては事務部長に、その他のものにあって」に、「又は各名あて人に直ちに」を「、部門又は各名あて人に即時これを」に改め、同項第7号中「公文書主任」を「、主務課の公文書主任、又は部門」に改め、同項に次の1号を加え、同条を第14条とする。

(8) 2課又は2部門以上の所管に関連する公文書は、その関係の最も多い課又は部門に配布すること。

第2章の章名中「本局」を「本局等」に改める。

第1章中第12条を第13条とする。

第11条第1項ただし書中「事業所相互間」を「事業所相互間並びに本局及び病院相互間」に改め、同条第2項中「を押すべきもののうち」を「の押印を受けなければならない公文書について」に、「ものについては、高知県企業局公印規程」を「等の事情がある場合は、高知県公営企業局公印規程」に、「管理課所の長の承認を得て」を「公印管理者の承認を得て、」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1号中「「高知県企業局訓」、「高知県企業局内訓」、「高知県企業局達」及び「高知県企業局指令」」を「「高知県公営企業局訓」、「高知県公営企業局内訓」、「高知県公営企業局達」及び「高知県公営企業局指令」」に改め、同条第2号中「普通公文書」を「課及び事業所における普通公文書」に改め、同条第3号中「第6条第2項に規定するところにより起案した」を「病

院における」に、「高企」を「高公企」に、「1文字の課又は事業所名」を「2文字の病院名」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とする。

第8条第1項中「企業局長名」を「公営企業局長名」に改め、同項ただし書中「企業局名」を「公営企業局名」に改め、同条第3項中「事業所に」を「事業所又は病院に」に、「所長名」を「所長名又は院長名」に改め、同項ただし書中「事業所名」を「事業所名又は病院名」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第9条とする。

4 令達その他権利義務に関する公文書（委託した事項に関する公文書を除く。）の発信者名は、公営企業局長名を用いるものとする。

第7条中「ところによる」を「ところによらなければならない」に改め、同条第1号中「は、記載しない」を「を記入しない」に改め、同条第2号中「団体」を「公私の団体」に改め、同条第3号中「長」を「その長」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（公文書の処理促進）

第6条 課長又は所長若しくは院長は、必要に応じて公文書の処理状況を調査し、未処理のものについて、必要な指示をする等の方法により、処理の促進を図らなければならない。

別表中「（第19条関係）」を「（第22条関係）」に改め、同表総括の項中

3 公報	総務課で1部保存するもの	30年	
------	--------------	-----	--

を

3 公報	総務課及び県立病院課で1部保存するもの	30年	
4 官報	県立病院課で1部保存するもの	5年	
5 その他			1年

に、

事務引継ぎ	1 局長の事務引継ぎの関係	30年	1年
	2 次長の事務引継ぎの関係	5年	1年
	3 課長及び所長の事務引継ぎの関係	5年	
	4 その他事務引継ぎの関係	1年	

を

事務引継	1 知事の事務引継の関係	30年	1年
	2 局長の事務引継の関係	30年	1年

3 次長の事務引継の関係	5年	1年
4 課長、所長及び院長の事務引継の関係	5年	
5 その他事務引継の関係	1年	

に改め、同表経理管財の項中「総務課」を「総務課及び県立病院課」に改め、同表一般行政の行政事務の項中「企業局事業」を「電気事業、工業用水道事業及び病院事業」に改め、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 病院の指導監査等の関係	特に重要なもの	10年	
	重要なもの	5年	
	その他	1年	

別記第1号様式中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

別記第2号様式中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に、
「高知県企業局」

を

を

「高知県公営企業局」

に改め、同様式注を次のように改める。

注 事業所及び病院は、「高知県公営企業局」を事業所名又は病院名に改めること。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「(第13条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

別記第6号様式及び別記第7号様式中「(第17条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

別記第8号様式中「(第20条関係)」を「(第23条関係)」に改め、同様式を別記第9号様式とし、別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式（第21条関係）

(1号)

年度

公文書分類表（その1）

No.

(2号)

年度

公文書分類表（その2）

No.

大分類		中分類	—	
-----	--	-----	---	--

